

○福井市給水装置工事標準仕様要綱

(総 則)

第1条 福井市水道給水条例第12条第1項、第2項、第13条第1項、及び第2項、並びに福井市上下水道局指定給水装置工事事業者規程に規定する、給水装置工事の設計及び施行の方法は、この仕様要綱に定める。

(給水管の口径及び給水方式)

第2条 給水管の口径は配水管の計画最低水圧時において所要水量を供給し得るものとする。この場合、当該給水装置の所要水量に比し、著しく過大であってはならない。

- (1) 一時に多量の水を使用する場合、常時一定の水量及び水圧を必要とする場合、高層建物に給水する場合、配水管内の水圧及び水質に悪影響を引き起こすおそれがある場合、並びに自然災害及び人的事故等による断水時にも給水の確保が必要な場合は貯水槽方式にすること。
- (2) 3階直結給水方式については、別に定める施工基準及び事務取扱い要綱による。
- (3) 直結増圧式給水方式については、別に定める直結増圧式給水装置実施要綱による。

(水道メーターの設置)

第3条 水道メーターの設置は福井市水道給水条例第20条及び第21条、並びに同施行規程第17条及び18条の規定により設置し、次の各号に違反してはならない。

- (1) 直接給水するものについては、専用給水装置ごとに設置すること。
- (2) 同一給水装置で料率の異なる用途に使用する場合は各用途別に設置すること。
(別図1 参照)
- (3) 給水装置に付属する消火栓及び消火栓専用装置には設置せず、消火栓には本市の封印緘を付けること。
- (4) 水道メーターは、給水管の口径以下とし、分岐部に最も近接した敷地部分(官民境界より1m以内)で、点検及び取替え作業が容易であり、かつ、き損のおそれのない場所に設置すること。
- (5) 水道メーター口径75mm以上については、遠隔指示式水道メーターを取り付けることとし、受信装置はポールを立てるため申込み者の許可を得て、点検及び取替え作業が容易であり、かつ、き損のおそれのない場所に設置すること。なお特別の理由ある場合は管理者の許可を受けること。

(給水管の分岐)

第4条 給水管の分岐は次の各号によるものとする。

- (1) 給水管は口径250mm以下の配水管から分岐し、道路の横断部分は配水管に対しておおむね直角とすること。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、口径300mm以上の配水管からも分岐することができる。
- (2) 給水管の口径は分岐をしようとする配水管の口径より小さいものとする。
- (3) サドル分水栓の口径は50mm及び25mm以下とすること。

- (4) 分水栓は同一箇処に2個以上は取り付けてはならない。
- (5) 分水栓を取り付ける場合、他の分水栓との間隔は0.3m以上とすること。また、配水管等の継手端面からの間隔も0.3m以上とすること。
- (6) 口径75mm以上の配水管より口径75mm以上の給水管を分岐する場合は、必ず特殊弁付割丁字管を使用すること。(別表1参照)
- (7) 口径50mmの配水管より口径40mmの給水管を分岐する場合は、原則として、口径50mm×口径40mm割T字管を使用して工事すること。(別表1参照)
- (8) 前号の他、配水管と給水管の分岐に関する材料、管径については、別表1に定める。
- (9) 給水管の分岐は、配水管の異形管及び配水管分岐部と仕切弁の間で施工してはならない。
- (10) 配水管が末端の場合、給水管の分岐は管末より2.0m以上隔てて施工すること。
- (11) 同一敷地内の給水管は、原則として一本の引き込みとする。ただし、建物の所有者が異なる二世帯住宅で、境界ブロックなどで敷地境界が明確な場合は別引き込みを認める。

(止水栓等の設置)

第5条 止水栓等の設置は次の各号によるものとする。

- (1) 口径25mm以下の給水管には水道メーターの上流側に接して、特殊止水栓を取り付ける。
- (2) 口径25mm以上の給水管から他の給水装置へ分岐する場合は、分岐部の上流側に止水栓または仕切弁を取り付けること。(別図2参照)
- (3) 口径40mm以上の給水管には宅地内の道路側に仕切弁を設置すること。
- (4) 水路または側溝の上部を横断して給水管を布設する場合は、前号にかかわらず止水栓または仕切弁を道路部分に取り付けること。

(フレキシブル管及び逆止弁の使用)

第6条 水道メーターの口径が25mm以下の場合は、メーターの下流側に接して逆止弁及びフレキシブル管を取り付けること。

(給水管の埋設)

第7条 給水管の埋設深度は、配水管の埋設深度に準ずる。ただし、宅地内は0.5m以上とする。

(水路等の横断)

第8条 水路、側溝等の横断は、伏越しを原則とし、やむをえず添架する場合は必ず鞘管を使用しなければならない。

(給水管の保護)

第9条 前条による添架管及び立ち上り管は鋼管を使用し、配管に際しては屋外露出をさげ、やむをえず露出またはそれに準ずる状態の配管の場合は、凍結及び外力による、き損等に充分耐えるよう適切な保護措置を施さなければならない。

- 2 土質または、電蝕等の影響を受けるおそれのあるものについても適切な措置を施すこと。

3 道路部に布設する給水管には、ロケーティングワイヤー等を設置すること。

(水洗便所の給水)

第10条 水洗便所への給水はタンク式により行うものとする。ただし、管理者が認めた器具については、この限りでない。

(給水装置の撤去)

第11条 給水装置を廃止して撤去する場合は、次の各号により行うものとする。

- (1) 配水管より丁字管で分岐している場合は、丁字管を撤去し、原形に復元すること。ただし、特殊弁付割丁字管は、プラグ又はフランジ止めにすること。
- (2) 配水管より甲分水栓にて分岐している場合は分水栓コマ下げのうえ、上部を取りはずし、キャップで分水止めにすること。
- (3) 配水管よりチーズ(ユニオンチーズ、HIを含む)で分岐している場合はプラグ又はキャップ止めにすること。
- (4) 鉛管の場合は分岐近くでかきめて、プラスタン加工(置駒を入れ)止めとすること。
- (5) サドル分水栓にて分岐している場合は、止水のうえ、キャップ止めにすること。

(使用材料)

第12条 給水装置工事に使用する材料の規格は別表2に、材料の使用区分は別表3にそれぞれ定める。

(設計図書の作成)

第13条 給水装置工事の設計図は給水装置工事設計・施工指針5. 設計図の作成に基づいて作成する。

(検査)

第14条 竣工検査は給水装置工事終了後、提出する給水装置施行申請書と現況が合致しているかどうかを確認し、上下水道局職員立会いのもと水圧試験を行うこと。

- (1) 試験水圧は1.75Mpa 2分間とする。
- (2) 給水装置工事の水圧試験は新設及び改造工事において実施し、合格しなければ通水することができない。
- (3) 不合格になった場合は手直しのうえ、再度水圧試験を行うこと。

(掘削)

第15条 掘削を実施する場合は、次の各号を厳守しなければならない。

- (1) 道路を掘削する場合は、道路占用・使用許可条件を遵守し、工事中は道路使用許可書を携帯すること。
- (2) 掘削に先立ち事前の調査を行い、安全かつ確実な施工ができる掘削断面とすること。
- (3) 掘削方法の選定にあたっては、現場の状況等を総合的に検討した上で決定すること。
- (4) 掘削は、周辺的环境、交通、他の埋設物等に与える影響を充分配慮し行うこと。

(給水管の布設)

第16条 給水管を布設する場合は、次の各号に従い充分注意して施工しなければならない。

- (1) 配管する場合、掘削底面に砂を敷き給水管に損傷をあたえないよう布設すること。
- (2) 給水管を地下階または2階以上に配管するときは、各階ごとに止水器具を取り付けること。
- (3) 配管のためのネジ切り用オイル、また継手用の接合剤及び接着剤は汚染しない良質なものを使用すること。
- (4) ライニング鋼管を配置するときは被覆を損傷しないこと。ただし、損傷をあたえた場合は、補修剤をもって完全に塗布補修すること。

(断水)

第17条 断水を必要とする施工の場合は、あらかじめ次の各号について上下水道局職員と協議のうえ、作業を行うものとする。

- (1) 断水する日時が決定したとき、速やかに断水する区域の需要者に対して、チラシ等で通知すること。なお、工場、美容室、理容室、クリーニング店、病院などが断水区域内にある場合は、施工する曜日、時間等を十分に考慮して決定すること。
- (2) 断水区域外であっても濁水が発生する恐れがある場合は、周辺一帯に対して周知すること。
- (3) 断水区域内に消火栓がある場合は、事前に消防署へ連絡すること。

(埋戻)

第18条 埋戻しについては道路占用許可条件に基づき、次の各号に従い丁寧に施工しなければならない。

- (1) 埋戻しは道路管理者の指示に従い、施工後に陥没、沈下等が生じないように、厚さ0.2m以下ごとに充分締め固めること。
- (2) 埋戻しに際しては給水管、その他附帯設備に損傷をあたえないよう、管頂0.3mまでは砂で保護埋戻しを行うこと。

(仮復旧)

第19条 舗装道路において給水装置工事を施行した場合は、次の各号によって仮復旧工事を行う。

- (1) 仮復旧は、埋戻し後、直ちに施工すること。
 - (2) 仮復旧の表層材は、常温または加熱アスファルト合材によらなければならない。舗装構成は、道路管理者の指示によるものとする。
 - (3) 仮復旧跡の路面には、白線等の道路標示のほか、道路管理者の指示による標示をペイント等により表示すること。
 - (4) 公道部の給水装置工事は、原則として1日(日中)で仮復旧まで仕上げるものとする。
- 2 非舗装道路の復旧については、道路管理者の指示する方法により路盤築造等を行い、在来路面となじみよく仕上げる。

(禁止事項その他)

第20条 前各条に定めるもののほか給水装置工事に際しては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 道路を越えて、布設してある給水装置からの分岐を施工してはならない。
(別図3 参照)
- (2) 直結増圧式給水方式の場合を除き、給水管にはポンプ及び圧力タンクを直結してはならない。
- (3) 給水管に自家水道その他如何なる管とも連絡してはならない。
- (4) 2個以上の給水装置を相互に連絡してはならない。(別図3 参照)
- (5) 承認のない給水装置工事は施行してはならない。ただし、事前着工を必要とする場合は、給水装置工事事前着工届を提出し承認を受けること。

附 則

この要綱は、昭和47年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和50年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 給水管の分岐

配水管の管種口径		給水管の口径	分岐材料	道路分使用材料
ダクタイル ポリエチレン 管	φ 50	φ 20・φ 25	サドル分水栓	水道用ポリエチレン管（1種2層管）
		φ 40	割丁字管	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管
ダクタイル 鋳鉄管	φ 75 ～ 250	φ 20・φ 25	サドル分水栓	水道用ポリエチレン管（1種2層管）
		φ 50	サドル分水栓	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管
		φ 75 以上	割丁字管	G X形ダクタイル鋳鉄管

別表 2

使用材料規格表			
品名	口径	規格	備考
水道用ポリエチレン管	20～50	JIS K 6762	第1種2層管 PE
ポリ管用金属継手類	20～25	JWWA B 116	
配水管用ポリエチレン管	50～75	JWWA K 144	H P P E
硬質塩化ビニル管T S・R R形	40～75	JIS K 6742	HIVP 管+伸縮可とう継ぎ手
硬質塩化ビニル管継手類	40～150	JIS K 6743	伸縮可とう継手、金属パルプソケット
ダクタイル鋳鉄管T・G X形	75～	JWWA G 113	3種管内面モルタル・エポキシ
ダクタイル鋳鉄管異型管	75～	JWWA G 114	内面エポキシ樹脂粉体塗装
ライニング鋼管	20～	JWWA K 132	1層ポリエチレン被覆 S G P-P D
ネジ込み可鍛鋳鉄製継手	20～100	JIS B 2301	塩ビ樹脂、球状樹脂を内外面被覆
仕切弁(スリース)	40～50	JIS B 2011	青銅製 10K 衽込み埋設用
仕切弁(右回り開)	75～	JWWA B 122	内面エポキシ樹脂粉体塗装 7.5K
道路(元)止水栓	20～25	JWWA B 108	
鋼管用ユニオンP	20～25	JWWA B 116	
特殊弁付割丁字管	50～		受口内面エポキシ樹脂粉体塗装
サドル分水栓	20～50	JWWA B 117	ボール式 分岐口 20、25
インサート(分水穿孔穴)	20～		
分水栓ユニオンP	20～25	JWWA B 116	
特殊止水栓ユニオンP/60°	20～25	福井市型	美山・越廼・清水地区は上水衽使用
ボール式特殊止水栓	20～25	福井市型	美山・越廼・清水地区は上水衽使用
片落アタプター	13～25	福井市型	美山・越廼・清水地区は上水衽使用
逆止弁	13～25	福井市型	メータパッキン一体型
フレキシブル継手	13～25	福井市型	美山・越廼・清水地区は上水衽使用
特殊止水栓パッキン	13～25	福井市仕様	金属リング付
メーター筐	中～特大	福井市型	美山・越廼・清水地区の既設品は可
メーター筐用C o受け板	コンクリート	福井市型	美山・越廼・清水地区の既設品は可
メーター用伸縮ユニオン	40～50	福井仕様	2次側逆止弁付
メーターユニオン	40～50	福井仕様	1次側
止水栓筐・仕切弁筐		福井市型	
仕切弁C o受ブロック	コンクリート	福井市型	
複式メーターボックス	2, 3, 4 連	福井市仕様	承認品(前後使用材料指定あり)
<p>※第三者機関が、政令第5条に定める構造、材質の基準に適合する事を認証した製品</p> <p>※製造又は販売業者が自らの責任において構造、材質の基準に適合する事を証明した製品 (水道法施行令第5条に定める[給水装置の構造及び材質の基準に適合した製品]であること)</p>			

材 料 使 用 区 分 表 (1次側：配水管－給水メーター)

品 名	道 路	露 出	第1止水 以降	メーター 周り	備 考
水道用ポリエチレン管 (第1種2層管) PE	○	×	○	○	第一止水栓まで (布設延長おおよそ 20m超～)
	φ 20～50		φ 20～50	φ 20, 25	
水道用耐衝撃性 硬質ポリ塩化ビニル管 H I V P	○	×	○	×	第1止水栓まで (布設延長おおよそ 20mまで)
	φ 40, 50		φ 40～		
ポリエチレン粉体 ライニング鋼管 S G P - V B	○	○	○	○	40, 50mm メーター器口径×10倍の 長さを前後に使用
	φ 40, 50	φ 20～50	φ 20～	φ 40, 50	
水道用 ダクタイル鋳鉄管 D E P G X	○	○	○	○	T形 (既設)、 G X形 (新設)
	75～	75～	75～	75～	
フレキシブル継手				○	メーター器直結2次側 (複式メータボックスは、 前後使用可)
				13～25	
サドル分水栓	下記 (特殊弁付割丁字管) 以外				
特殊弁付割丁字管	50mm の配水管からの 40mm の給水管分岐 100mm 以上の配水管からの 75mm 以上の給水管分岐				

※ 300mm 以上の配水管より、50mm 以上の給水管を取り出す場合において、
施工方法及び、施工材料を指定する場合がある。

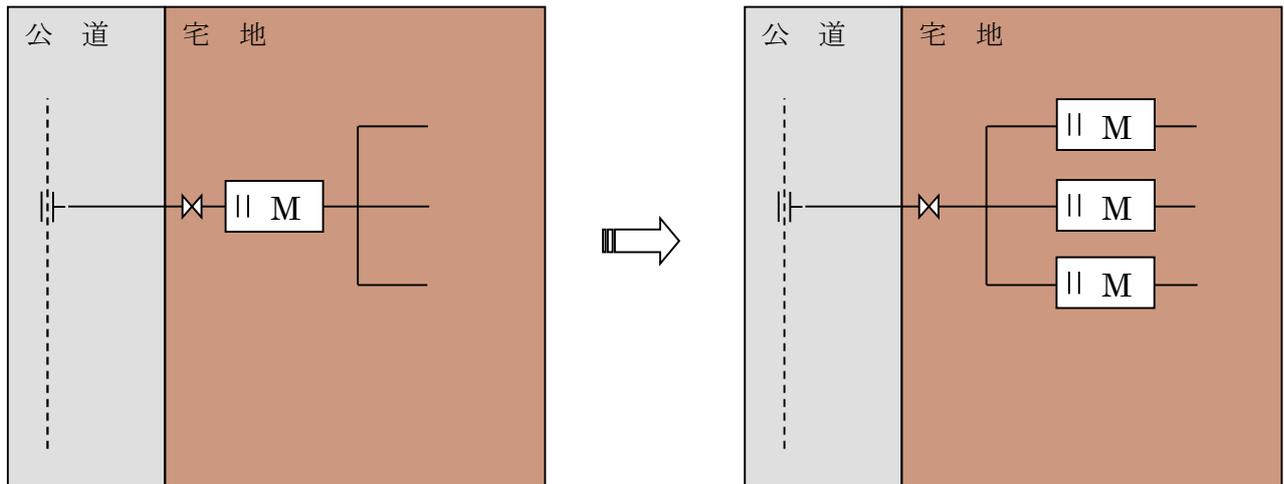
※ 耐震化された配水本管からの給水分岐工事は、施工方法及び仕様材料を指定
する。(分岐・配管材・継手・仕切弁等)

材 料 使 用 区 分 表 (2次側：給水メーター管末)

・二次側の配管材は、水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管(H I V P)、及びポリエチレン粉体ライ
ニング鋼管の使用を原則とし、ポリブデン管(P B)等の使用は屋内において、ヘッダーを取り付けた
以後の配管材とする。

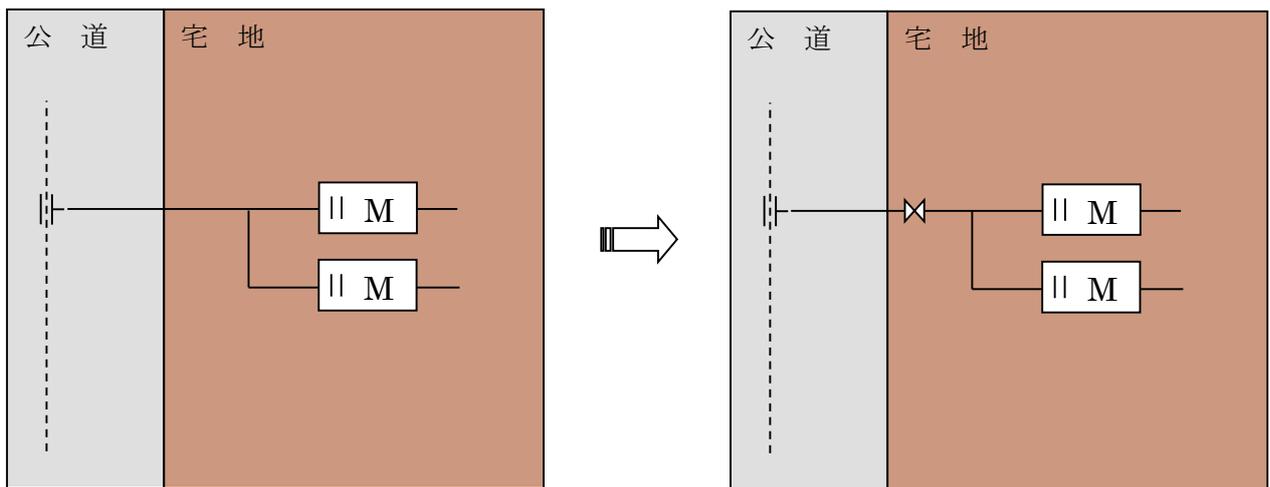
別図 1 (水道メーターの設置)

第 3 条 (2) 同一給水装置で料金の異なる用途に使用する場合は各用途別に設置すること。



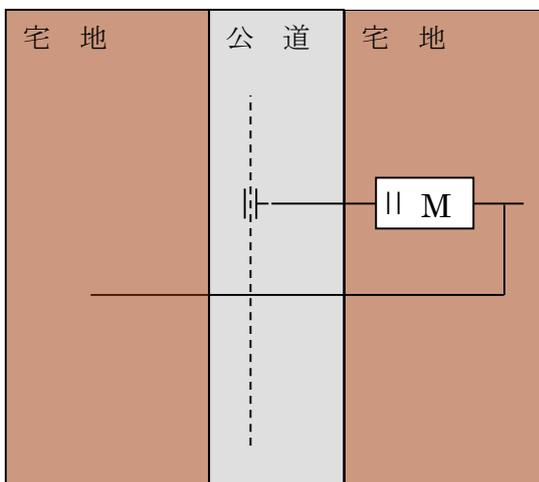
別図 2 (止水栓等の設置)

第 5 条 (2) 口径 25 mm以上の給水管から他の給水装置へ分岐する場合は分岐部の上流側に止水栓または仕切弁を取り付けること。



別図 3 (禁止事項その他)

第 20 条 (2) 道路を越えて、布設してある給水装置からの分岐を施行してはならない。



第 20 条 (5) 2 個以上の給水装置を相互に連絡してはならない。

